

70歳以上の節目年齢の方は 大腸がん・肝炎ウイルス 検診を受診しましょう



節目年齢の方を対象に、検診の自己負担金免除による大腸がん検診、肝炎ウイルス検診を市の総合健診会場で実施します。

●大腸がん（便潜血）検診

大腸がんは早期に発見して治療すれば、ほぼ治癒が可能です。下表の対象者には、「無料クーポン券」と「検診手帳」を7月上旬に郵送します。また、「検診に必要なキット」は国民健康保険に加入されている方や過去3年以内に総合健診の受診歴がある方に、健診の案内とともに7月上旬までに郵送します。

右記以外の方で、受診を希望される方は、保健課に電話でお申し出ください。

■持物 無料クーポン券・検便・保険証

●肝炎ウイルス（血液）検診

肝臓の病気である肝炎は、ウイルスによって起こるものがあります。肝炎になると肝臓の細胞が壊れ、肝臓の働きを悪くします。下表の対象者には、「受診勧奨の通知」を7月上旬までに郵送します。

※なお、通知が届いた方で、過去に肝炎ウイルス検診を受診（市の総合健診・勤め先の

人間ドック・出産時など）されたことがある場合は、今回の受診は必要ありません。

■実施日・場所 前ページ「各地区総合健診日程表」参照

■持物 受診勧奨通知・保険証

■問い合わせ 保健課保健指導担当
☎2314310

大腸がん検診・肝炎ウイルス無料検診対象者

年齢	生年月日	対象検診項目
40歳	昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日	大腸がん・肝炎ウイルス
45歳	昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日	大腸がん・肝炎ウイルス
50歳	昭和39(1964)年4月2日～昭和40(1965)年4月1日	大腸がん・肝炎ウイルス
55歳	昭和34(1959)年4月2日～昭和35(1960)年4月1日	大腸がん・肝炎ウイルス
60歳	昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日	大腸がん・肝炎ウイルス
65歳	昭和24(1949)年4月2日～昭和25(1950)年4月1日	肝炎ウイルス

※年齢は平成27年4月1日現在です。

国保が支える安心社会

国民健康保険税額のお知らせ

「平成27年度国民健康保険税の納税通知書」を、7月中旬に世帯主宛に郵送します。

※世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯に国保に加入している方がいる場合には、世帯主名義で通知します。

平成27年度の保険税額・限度額は、表1のとおりです。

離職された方は軽減されます

倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方については、前年給与所得を100分の30として所得割が算定されます。軽減を受けるには申請が必要となりますので、市民課国保医療担当窓口で手続きをしてください。

■対象となる方

- 次の①～③の全ての条件を満たす者
- 平成21年3月31日以降に離職した方
 - 離職日現在で65歳未満の方
 - 雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」コード

表1 平成27年度の税率・限度額

	所得割	資産割	均等割 (1人あたり)	平等割 (1世帯あたり)	賦課限度額
医療分	7.0%	25.0%	24,700円	21,200円	520,000円
後期高齢者 支援金分	2.7%	7.0%	7,900円	8,600円	170,000円
介護分	2.5%	7.0%	9,500円	7,200円	160,000円

※介護分は、40歳～64歳の方のみ

※一定の所得以下の世帯は、均等割・平等割が最大7割軽減されます。(申請は不要です。)

が(11、12、21、22、23、31、32、33、34)に該当する方
■申請に必要なもの
・雇用保険受給資格者証
・印鑑

有効期限にご注意ください

国民健康保険に加入している方に発行している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に市民課国保医療担当窓口で更新手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- 被保険者証・印鑑
- 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書等(住民税非課税世帯のみ)

■問い合わせ

市民課国保医療担当
(内線127～129・137)

国保税の算定方法

国民健康保険税(世帯の年税額) =

- 所得割: 国保加入者の所得に応じて計算します(前年中の総所得金額等一基礎控除額※)×税率(※一人あたり33万円)
- 資産割: 国保加入者が市内在住する固定資産に応じて計算します(本年度の固定資産税(都市計画税を除く)×税率)
- 均等割: 世帯内の国保加入者数に応じて計算します(世帯内加入者数×定額)
- 平等割: 1世帯につきいくらかと計算します(1世帯×定額)

新しい被保険者証はさくら色！

後期高齢者医療被保険者証を送付

75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際に「ご提示ください」。(現在お使いの証は、8月以降お使いになれませんので、各自において廃棄をお願いいたします。)

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。前年度交付を受けている方で今年度も適用要件(住民税非課税世帯の被保険者)に該当する場合は、引き続き交付されます。

保険料の算定

※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける場合には、申請が必要です。

保険料は、被保険者それぞれの前年中の所得に基づき毎年7月に算定され、7月中旬にお知らせします。

年度途中に資格を取得され

図1

平成27年度の保険料率

●所得割率 7.86% ●均等割額 40,490円

$$\text{保険料額} = 40,490 \text{円} + (\text{所得} - 33 \text{万}) \times 7.86\%$$

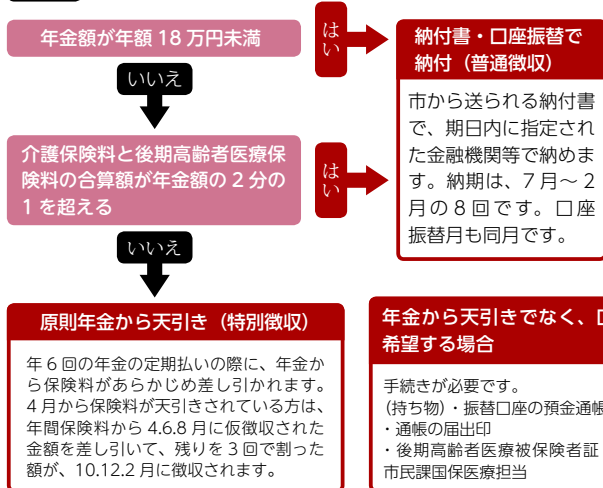
(均等割額) (所得割額)

※保険料の賦課限度額は57万円です

図2

	均等割が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額(33万円)以下の世帯	8.5割
	基礎控除額(33万円) + {26万円 × 被保険者数} 以下の世帯	5割
	基礎控除額(33万円) + {47万円 × 被保険者数} 以下の世帯	2割

図3



■均等割軽減
(均等割額40,490円)
軽減判定のための対象総所得金額等が次に該当する世帯

保険料の軽減措置

■所得割軽減
所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。

の被保険者は、均等割額が図2のとおりに軽減されます。

保険料の納付方法

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。(図3参照)

※口座引き落としをご希望の方はお問い合わせください。

■問い合わせ・申し込み

- 市民課国保医療担当 (内線127-129;137)
- 収納課収納担当 (内線163-166)
- 山梨県後期高齢者医療広域連合 055-236-15671

医療費の節約にご協力を！

国民健康保険の財源は加入者の保険税で賄われます。次の点に注意して医療費の節約に取り組みましょう。

■かかりつけ医を持つ

紹介状を持たずに大病院で受診すると、特別料金が加算される場合があります。まずは地域の開業医など、すぐ受診できる、かかりつけ医を持つようにしましょう。

■休日・夜間の受診を控える

休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

■重複受診はやめる

同じ疾患で、複数の医療機関にかかる重複受診はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく、検査や薬が重複することで、かえって体に悪影響を与えてしまいます。

■ジェネリック医薬品の活用

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果があるほか、価格が安く設定されています。医師や薬剤師と相談して、利用が可能であれば積極的に活用しましょう。